

松阪市産業支援センターからのお知らせ（令和6年5月21日）

松阪市産業支援センターです。

令和6年5月20日より、第12回事業再構築補助金の募集が開始されました。また、販路開拓等の取組を支援する「第16回小規模事業者持続化補助金<一般型>」の締切が5月27日に迫ってきましたので申請をされます事業者の方は早急なご準備をお願いいたします。

今後とも、松阪市産業支援センターをよろしくをお願いいたします。

1.第12回 事業再構築補助金の募集が開始されました

<https://jigyousaikouchiku.go.jp/>

2.第16回小規模事業者持続化補助金の受付が今月末に迫っています

商工会エリアの方は

https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/

商工会議所エリアの方は

<https://s23.jizokukahojokin.info/index>

3.「専門家派遣事業」の受付を行っています

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/sien-haken.html>

4.事業承継、税務、販路開拓、法律、労働の相談窓口の予約を受け付けています

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/soudan-madoguchi.html>

5.デジタル化に特化した専門家が常駐していますので、お気軽にご相談ください

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/dx-shien.html>

6.国・県等の補助金のご紹介について

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/hojyokin.html>

1.第12回 事業再構築補助金の募集が開始されました

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売上の回復が期待し難い中、ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するために新市場進出(新分野展開、業態転換)、事業・業種転換、事業再編、国内回帰・地域サプライチェーン維持・強靱化又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援することで、日本経済の構造転換を促すことを目的とします。

第12回公募では、既存の事業類型を見直し、今なおコロナの影響を受ける事業者への支援及びポストコロナに対応した事業再構築をこれから行う事業者への支援に重点化を行います。

・補助額(従業員規模で異なります)：

成長分野進出枠(通常類型)・・・100万円～7,000万円

成長分野進出枠(GX進出類型)・・・100万円～1億円

コロナ回復加速化枠(通常類型)・・・100万円～3,000万円

コロナ回復加速化枠(最低賃金類型)・・・100万円～1,500万円

・補助率(従業員規模で異なります)：

1/2、2/3 3/4 等

・補助対象要件：

下記(1)(2)(3)をいずれも満たすこと

(1)事業再構築指針に示す「事業再構築」の定義に該当する事業であること

(2)事業計画書を金融機関等(銀行、信金、ファンド等)や認定経営革新等支援機関と策定し、確認を受けていること

(3)補助事業終了後3～5年で付加価値額を年平均成長率 3.0%～5.0%(事業類型により異なる)以上増加させること

または従業員一人当たり付加価値額を年平均成長率 3.0%～5.0%(事業類型により異なる)以上増加させること

・応募締切日：

令和6年7月26日

詳細等につきましては、下記 URL をご覧ください

<https://jigyousaikouchiku.go.jp/>

2.第16回小規模事業者持続化補助金の受付が今月末に迫っています

持続的な経営に向けた経営計画に基づく、販路開拓等の取組や、その取組と併せて行う業務効率化の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助する小規模事業者持続化補助金の受付が今月末に迫っています。

・補助上限：

通常枠・・・50万円

賃金引上げ枠・卒業枠・後継者支援枠・創業枠・・・200万円

※インボイス特例対象事業者は、上記金額に50万円の上乗せ

・補助率：2/3(賃金引上げ枠のうち赤字事業者は3/4)

・対象経費：機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費(オンラインによる展示会・商談会等を含む)、旅費、新商品開発費、資料購入費、借料、設備処分費、委託・外注費

・申請受付締切：

令和6年5月27日

詳細等につきましては、下記 URL をご覧ください

商工会エリアの方は

https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/

商工会議所エリアの方は

<https://s23.jizokukahojokin.info/index>

3.事業者の皆さんのお困りごとの解決をサポートする「専門家派遣事業」の受付を行っています

松阪市では、市内の事業者の皆さんが抱えているお困りごとを解決するため、各分野の登録専門家を無料で派遣する専門家派遣事業の受付を開始しました。

例えば・・・

(1)販路拡大のために新たなチラシを作成したいので専門家のアドバイスが欲しい

(2)就業規則を見直しているので、専門家のアドバイスが欲しい 等

お困りごとを解決したい事業者の皆さんからのご相談をお待ちしております

・対象企業：

松阪市内に主たる事務所または事業所を有する中小企業者等(創業に係る場合にあっては、開業届を提出し、松阪市内に主たる事務所を設置した者)

・派遣回数：

最大4回/1テーマ

・派遣費用：

無料

詳細及び申込につきましては下記 URL をご覧ください。

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/sien-haken.html>

登録専門家を確認したいときは下記 URL をご覧ください。

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/sien-senmonka2.html>

4.事業承継、税務、販路開拓、法律、労働の相談窓口の予約を受け付けています

松阪市産業支援センターでは、事業を運営して行くにあたり直面する様々な課題を解決するため、「事業承継」「税務」「販路開拓」「法律」「労働」の各相談窓口を行っています。

事業者の皆さんのご活用をお待ちしています。

・開催日(基本)：

事業承継相談 毎月第1水曜日

税務相談 毎月第1木曜日

販路開拓相談 毎月第3水曜日

法律相談 毎月第3木曜日

労働相談 毎月第4水曜日

※ 開催日が祝日の場合、窓口はお休みさせていただきます

・開始時刻：

13時30分からと15時00分からの2回

・相談時間：

90分以内

・予約方法：

窓口開催日の1週間前までにご予約ください

・窓口会場：

カリヨンプラザ1階 支援センター相談室(松阪市日野町788)

・問い合わせ先：

松阪市産業文化部 商工政策課 松阪市産業支援センター
TEL：0598-25-6520
E-mail：san.shien@city.matsusaka.mie.jp

詳細及び予約につきましては、下記 URL をご覧ください

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/soudan-madoguchi.html>

5. デジタル化に特化した専門家が常駐していますので、お気軽にご相談ください

松阪市では、株式会社トラストリッジと連携協定を結び、デジタル担当者が松阪市産業支援センターに常駐しています。

「デジタル化」という言葉だけ聞くと「よくわからない」「何をやるんだろう」と思われるかもしれませんが。実は、手作業で管理をしていたものをパソコンで管理をしたり、Web、SNS を活用して発信することもデジタル化の一部です。

また、デジタルに関わらずマーケティング戦略のご相談も受け付けています。

業務効率化、業務の棚卸にもなりますので、皆さんからのご相談をお待ちいたしております。

・ デジタル担当者の得意分野：

営業から、広告運用、Web ディレクター、コンテンツ制作、マーケティングと幅広い業務の経験あり

運用設計からマーケティングまで幅広く対応が可能

課題に対して複数部門や関係先とコミュニケーションを取りながら現状を把握し、全体最適、課題解決に向けて対応していくのを得意としています

・ 問い合わせ先：

松阪市産業文化部 商工政策課 松阪市産業支援センター
TEL：0598-25-6520
E-mail：san.shien@city.matsusaka.mie.jp

詳細及びお困りごと相談箱への投稿は、下記 URL をご覧ください

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/dx-shien.html>

6. 国・県等の補助金のご紹介について

松阪市産業支援センターでは、経済産業省や県等の補助金事業の一部をご紹介するページを開設していますので、皆さんのご活用をお待ちしております。

・ 国・県等の補助金のご紹介ページ

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/hojyokin.html>

メールが不必要な方は下記にご連絡をいただきますようお願いいたします。

松阪市産業文化部 商工政策課

松阪市産業支援センター

515-0084

松阪市日野町 788 カリヨンプラザ 1 階

TEL 0598-25-6520 FAX 0598-25-6521

URL <https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/>

E-mail san.shien@city.matsusaka.mie.jp
